

による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。」（第 23 条第 1 項）

- 「雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。」（第 23 条第 2 項）

（3）さらに、本年 7 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（「基本方針 2006」）においては、歳出・歳入一体改革で財政健全化の努力を中長期的に維持・強化していくことが改革の基本とされ、社会保障分野における歳出抑制策として、雇用保険制度についても、以下のような内容が盛り込まれている。

- 「失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況（積立金 2.5 兆円）にかんがみ、2007 年度において、廃止を含む見直しを行う。」

第 2 雇用保険制度の見直しの方向

① 第 1 に掲げた雇用保険制度の現状、② 平成 14 年 12 月 26 日付け当部会報告において「今後の課題」とされた諸課題、③ 昨年 7 月 27 日に「雇用政策研究会」（注）報告においてとりまとめられた、人口減少下において経済社会の停滞を回避し、働く意欲と能力があるすべての人が可能な限り働ける社会の構築を目指すという今後 10 年間の雇用政策全体の方向性、④ 改正高年齢者雇用安定法の施行等 15 年改正以降の雇用対策の動向等を踏まえ、雇用保険制度全体の在り方について当部会において議論を進めてきたところである。

本年 8 月 4 日には、それまでの議論等を中間報告として取りまとめたところであるが、当該中間報告も踏まえ、さらに具体的な検討を深めた結果、直ちに着手すべき制度改正事項について、以下の結論を得た。

（注）厚生労働省職業安定局長が参集を委嘱した学識経験者（14 名）による研究会（座長：小野旭（独）労働政策研究・研修機構理事長）

1 適用

雇用就業形態の多様化が進展していること等を踏まえ、15 年改正で通常労働者と短時間労働者の給付内容の一本化を図ったところであり、同様の趣旨から、短時間労働被保険者の被保険者資格区分をなくし、一般被保険者として一本化すべきである（受給資格要件の一本化については、2（1）参照。）。